

千葉県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年11月21日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	森山和博
同	三須和夫

31千総業第204号  
令和元年11月18日

千葉市監査委員 大木 正人 様  
同 宮原 清貴 様  
同 森山 和博 様  
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成28年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 事業団の管理運営について

##### (12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 清掃業務委託の仕様書（特別清掃）について（報告書 P87）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>「千葉市ハーモニープラザ 指定管理予定候補者管理運営の基準」及び、指定管理者としての千葉市社会福祉事業団が記載した「千葉市ハーモニープラザ清掃委託仕様書」において、特別清掃業務については、仕様書及び管理運営の基準いずれも、清掃実施面積一覧表に記載された部分につき、6か月又は年を単位として行う清掃である旨が記載されている。しかし、実態としては専用業者にて行う（年6回実施）ガラス清掃以外のサッシ手すり清掃、ブラインド清掃、照明器具、モニュメント及び白砂利は定期清掃、壁面扇風機の清掃は、随時清掃として行っている。</p> <p>実施の実態としては、ハーモニープラザの事業の都合上、担当者が汚れの有無について判断し、汚れていると判断した場合には、可能な日を電話で確認し、随時調整後、実施している。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>特別清掃業務に係る仕様書の内容と実際の実施内容が乖離しているため、年間契約における当年度の実施計画と実態とを整合させる調整を実施し、業務委託の仕様内容に明瞭性と信頼性を確保されたい。</p>	<p>平成29年度委託契約分から、「千葉市ハーモニープラザ清掃委託仕様書」において、特別清掃業務は、年1回以上（ガラス清掃のみ6回/年）行うものとし、実施日については委託者と協議の上決定することを明記し、仕様書と実際の実施内容との整合性を図った。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 事業団の管理運営について

##### (13) 外部業務委託における入札・契約の執行について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 随意契約に係る合理的理由について（報告書P94）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>平成27年度の千葉市ハーモニープラザ清掃業務委託の決裁伺書において、随意契約を結ぶ旨が記載されている。業者選定理由として、平成24年度希望型指名競争入札においての落札業者であり、平成24～26年度の業務履行状況も良好である旨が記載されており、かつ、毎年、契約業者が変更すると業務の引継が頻繁に発生し、安定的な業務遂行ができなくなり、また、業務継続による品質向上が見込まれる旨が記載されている。</p> <p>しかし、これらの選定理由では、「①事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること」の要件を十分に具体的に、詳細に説明しておらず、当該清掃業務委託契約が継続的に同一業者と締結されることにより、清掃業務の品質向上につながるのかについて、説明していないものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>随意契約を実施する際には、当該清掃業務委託がその業務の性格上、事業を安定的に、同一業者と継続して契約を締結することにより、どのような理由で清掃業務の品質向上が見込まれるのかについて、業務を実施する技術者等の業務実施能力の向上等との関係で、より具体的に、詳細に記載することを検討されたい。</p>	<p>本業務に係る随意契約を実施する際には、決裁伺書に、前年度の業務の履行状況を具体的に記載した履行状況評価表を添付し、どのような理由で清掃業務の品質向上が見込まれるのかについて、具体的に記載することとした。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 千葉市桜木園について

##### (2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 個別修繕の結果報告について（報告書 P103）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとされている（基本協定第34条第3項）。しかし、104号室床他修繕工事においては、修繕の完了日が平成27年7月30日であるにもかかわらず、個別修繕実施報告書の提出日が平成27年8月19日であり、修繕が完了した日の14日後（市の閉庁日の日数は算入していない。）の提出となっている。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>個別修繕が完了した場合、その結果を個別修正実施報告書に記載し、当該修繕を完了した日から10日以内に市に提出して報告されたい。</p>	<p>千葉市桜木園の管理に関する基本協定に基づき、修繕を完了した日から10日以内に報告書を提出している。</p>

## 平成 28 年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第 3 - 3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 千葉市桜木園について

##### (5) 医薬品の管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 医薬品の貸借対照表への計上について（報告書 P109）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>千葉市桜木園では、医薬品について、経常的に消費し、常時保有する量が 1 年間の消費量を下回るものと判断して、その購入時に費用処理をしたままであり、期末の实地棚卸の結果、金額的な重要性の有無にかかわらず、棚卸資産に計上していない。</p> <p><b>【結果①】</b></p> <p>療養介護・医療型障害児入所施設の運営を主とする千葉市桜木園においては、医薬品（投薬用薬品、注射用薬品、外用薬、検査用試薬、造影剤等の薬品）は、質的・金額的に重要な資産である。したがって、経常的に消費し、常時保有する量が 1 年間の消費量を下回るものとして処理したものであっても、棚卸資産に該当するため、毎会計年度末では貸借対照表に棚卸資産として計上されたい。</p> <p><b>【結果②】</b></p> <p>経理細則においては、経理規程第 45 条に定める資産は、切手及び印紙、製品、原材料とされているため、医薬品を含めるよう改訂されたい。</p>	<p><b>【結果①について】</b></p> <p>平成 29 年度決算分から、医薬品を貸借対照表に棚卸資産として計上した。</p> <p><b>【結果②について】</b></p> <p>経理規程第 45 条に定める棚卸資産に関する細則を平成 29 年度に改訂し、棚卸資産に医薬品を含めた。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

##### (3) 被服の管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 被服の管理について（報告書 P136）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>和陽園では、被服に関して規定された貸与枚数では不足が生じるため、新規の貸与品に加えて、貸与期間が過ぎても使用可能な状態にあるものについては返納させず、継続して貸与している。これは、被服貸与規程第3条第2項に基づき貸与期間の延長を実施しているものである。</p> <p>ここで、上記の貸与品の運用においては、和陽園に入職した初年度において、貸与品の不足が生じ、被貸与者において業務の遂行上問題となると想定される。そのため、業務の遂行上、被貸与者において貸与品が不足するという問題が発生すると想定されるにも拘らず、被服貸与規程で定められた枚数から実務上必要な枚数へ貸与規程を変更していない。</p> <p>また、和陽園は貸与被服の返納を受けた後に、状態等を考慮して保管及び破棄をしているが、返納された旨の記録を取っていない。そのため、被服貸与規程第7条において規定されている被服の返納が適正に行われているか不明な状況である。</p> <p>更に、被服貸与規程第7条において使用不能と理事長が認めた場合は廃棄処分をすることができると規定されているにも拘らず、廃棄処分を行うに当たり理事長の承認を得ていない。</p> <p><b>【結果①】</b></p> <p>和陽園は、勤務の様態、既貸与品の性質及びその他事情を考慮して、被服貸与規程で定められた貸与品及び貸与枚数を変更されたい。具体的には、年度ごとに現在業務を行う上で必要とされている貸与品の数量を職員等に対して聞き取り調査を実施し、業務上必要とされている貸与品及び当該数量を決定し、当該決定に基づき、被服貸与規程別</p>	<p><b>【結果①について】</b></p> <p>貸与品の種類や数量に係る実態調査を行った上で、業務上必要な貸与品の種類及び当該数量を決定し、当該決定に基づき、平成30年4月1日に被服貸与規程別表を改正した。</p> <p><b>【結果②について】</b></p> <p>被服貸与規程に基づき、貸与被服の返納を受けた場合は、貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳に返却の記録を行っている。</p>

表を更新されたい。

**【結果②】**

和陽園は、被服貸与規程第9条に基づき、貸与被服の返納を受けた場合、返納された状況の記録を行われたい。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

##### (4) 保険請求の確認について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 外泊に関するシステム入力の際の誤りによる保険請求の過小について（報告書 P138）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>和陽園では、利用者が施設外で宿泊する際に外泊届を入手し、当該外泊届に基づき、「介護老人福祉施設管理システムSP」へ外泊開始日及び外泊終了日、また介護給付請求及び利用料請求の有無を入力している。</p> <p>ここで、外泊開始日とは、特別養護老人ホームから外泊先へ向かった日、また、外泊終了日とは、外泊先から特別養護老人ホームへ戻った日であり、和陽園においては、両日ともに、施設に滞在している時間があることから、サービスの提供があり保険請求の対象となると判断し、介護給付請求及び利用料請求を行うように入力している。</p> <p>平成27年度の各月の外泊件数のうち10%の件数をサンプルとして無作為に抽出し、当該サンプルについて外泊届に記載されている外泊日数と「介護老人福祉施設管理システムSP」において入力されている外泊日数との照合を実施した。その手続を実施した結果、1件のサンプルにおいて、外泊日数の相違（1日）が発見された。</p> <p>当該サンプルにおいては、外泊終了日において介護給付を請求しないようにシステム上入力されていたため、本来は請求すべき外泊終了日における介護給付を請求しない状態となっており、保険請求の過少となっていた。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>介護給付請求を行うにあたり、「介護老人福祉施設管理システムSP」に入力された利用者の外泊記録のうち、次の項目について、外泊届との整合性を正確に確認されたい。</p> <p>i 開始日（施設から外泊先へ向かった日）</p>	<p>介護給付請求等を行う際は、介護老人福祉施設管理システムSPに入力された利用者の外泊記録と外泊届の確認を複数人で行っている。</p> <p>なお、サンプル調査の結果発見された保険の過小請求1件については、是正した。</p>

ii 終了日（外泊先より施設に戻った日）	
iii 外泊開始日情報 介護給付請求・利用料請求	
iv 外泊終了日情報 介護給付請求・利用料請求	

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

##### (7) 施設再整備に関する事業計画について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 施設整備積立金の積立漏れについて【和陽園】 (報告書 P151)</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>平成26年度及び平成27年度において、和陽園の施設再整備のための財源のうち自己資金として、拠点ごとに施設整備積立金を計上しているが、平成27年度において施設整備積立金が3,000万円しか計上されていない。その理由は次の理由による。</p> <p>平成27年度予算編成時において、千葉市社会福祉事業団事務局において3,000万円、和陽園において3,000万円の予算を編成していたが、千葉市社会福祉事業団事務局において3,000万円の施設整備積立金の計上を見直し、和陽園にて6,000万円の施設整備積立金の計上することにした。</p> <p>しかし、平成27年度において和陽園は施設整備積立金として3,000万円分の予算しか編成していないことから、追加の3,000万円分について施設整備積立金を補正予算に計上せず、結果として、平成27年度の千葉市社会福祉事業団全体として施設整備積立金は、計画された金額6,000万円ではなく3,000万円となった。</p> <p>ここで、千葉市社会福祉事業団事務局において3,000万円の施設整備積立金の計上を見直したのは次の理由による。</p> <p>平成26年度まで指定管理事業において剰余金が生みだされた場合には、「千葉市外郭団体指導要綱に基づく協議について（回答）」及び「平成25年度における非公募施設の精算手続きについて（確認）」に基づき、指定管理料の剰余金について千葉市へ返還せずに和陽園の施設整備積立金とすることが認められていた。そのため、千葉市社会福祉事業団事務局で和陽園に関する施設整備積立金</p>	<p>平成28年度以降は、当初の計画に基づき各年度において計画された金額の施設整備積立金を計上している。</p> <p>また、平成27年度において計上されなかった3000万円については、平成28年度に追加で計上した。</p>

3,000万円を計上していた。そして、平成27年度においては、指定管理料の剰余金について千葉市へ返還せずに和陽園の施設整備積立金とすることが認められていなかったにも拘らず、当初の予算編成において平成26年度と同様に千葉市社会福祉事業団事務局に3,000万円、和陽園に3,000万円分の施設整備積立金の予算を編成したため、予算編成後、千葉市社会福祉事業団事務局において施設整備積立金3,000万円分を計上することを見直し、決算においては施設整備積立金3,000万円を執行しなかった。

本来であれば、当初の予算を見直し補正予算を作成し、和陽園において3,000万円の施設整備積立金を追加で計上する必要があるものと考えられる。しかし、千葉市社会福祉事業団事務局では、施設整備積立金の計上は見積りであり、当初の計画通りに積立てを実施しなくとも、「千葉市和陽園の事業譲渡に係る協定書」に基づき、平成30年度を目途に策定を予定している再整備計画において、当初積み立てると計画していた金額より不足する3,000万円分の施設整備積立金しか計上しなくても問題ないと判断し、平成27年度においては施設整備積立金を追加で計上しなかった。

本来、施設整備積立金の積立は、積立期間にわたり継続的、計画的に実施されるべきであり、経営環境等の変化によりその計画された積立を実施できない、または実施しないと判断する場合には、必要とされる積立総額と積立期間に基づき、新たな積立計画を検討しなければならないものと考えられる。上記に記載のとおり、誤った予算編成により、計画された積立を実施しないことは、合理性に欠けると判断される。また、合理的な理由なく、計画された積立を実施せず将来に先送りすることは、将来の積立原資を圧迫することになり、積立の実行可能性を低くする。

#### 【結果】

平成30年度を目途に策定を予定している再整備計画を策定するまでは、当初の計画に基づき各年度において計画された金額の施設整備積立金を計上されたい。特に、平成27年度において計上されなかった3,000万円分の施設整備積立金について、

追加で施設整備積立金を計上されたい。	
--------------------	--

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 65. 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託（No. 280）【生涯学習部生涯学習振興課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 審査会による審査（報告書 P244）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務は、入札参加等資格審査会設置要綱に基づき、随意契約の相手方及び理由に関するものを審査会で審議しなければならないところ、平成29年度契約において、仕様書等の見直しに伴う契約事務スケジュールに変更が生じたことを理由に、時間的制約から審査会が実施されていない。</p> <p>教育委員会が所管する契約事務に適用される入札参加資格等審査会設置要綱では、「委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる」と定めているが、書面決議（持ち回り決議）もされていない。また、同要綱で定める審査会による審議が必要とされる予定価格の基準も大きく超えている。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>審査会を設置する目的は、指名業者の選定や入札参加資格要件の設定などに係る審査について、機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公正性を確保し、適正かつ合理的に行うことを担保するためである。</p> <p>本委託業務は、平成29年度からの新規事業であり、かつ価格競争によらない随意契約（プロポーザル方式）によっていることから、審査会において、十分な審議が行われるべきであった。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>審査の機能強化及び手続の透明性、公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。</p>	<p>本委託契約については、平成30年度から、入札参加資格等審査会設置要綱に基づき、審査会において適切に審査している。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 6.6 放課後子ども教室運営業務委託（No. 281）【生涯学習部生涯学習振興課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 審査会による審査（報告書 P246）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務は、放課後子ども教室に係る運営業務の委託として、保護者や地域からなる各小学校の実行委員会により組織されている千葉市放課後子ども教室連絡協議会が行うものであり、同協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約が締結されている。</p> <p>本業務委託においては、市教育委員会が定める入札参加資格等審査会設置要綱に基づき、随意契約の相手方及び理由に関することについて審査会で審議が行われているが、平成28年度において審査の過程を示した議事録が作成されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>市教育委員会が定める入札参加資格等審査会運営要領では、「審査会終了後に審査会の議事録（様式第3号）を作成する。」と定めている。</p> <p>入札参加資格等審査会を設置する目的は、審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保することにある。本業務委託では、随意契約の相手方や理由が審査会に付議されているが、審査の過程が議事録として残されていないのであれば、手続の透明性が確保されているとは言えない。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>入札参加資格等審査会を開催し、審査が実施された際には、議事録を作成し、審査の過程を明らかにされたい。</p> <p>審査会を開催する目的には、手続の透明性を確保することが含まれる。審査を実施するだけでなく、審査過程でどのような審議が行われ、決定されたのかを示すことも重要である。</p>	<p>平成29年度の業務委託契約に係る入札参加資格等審査会から、入札参加資格等審査会運営要領に基づき、議事録を作成している。</p>